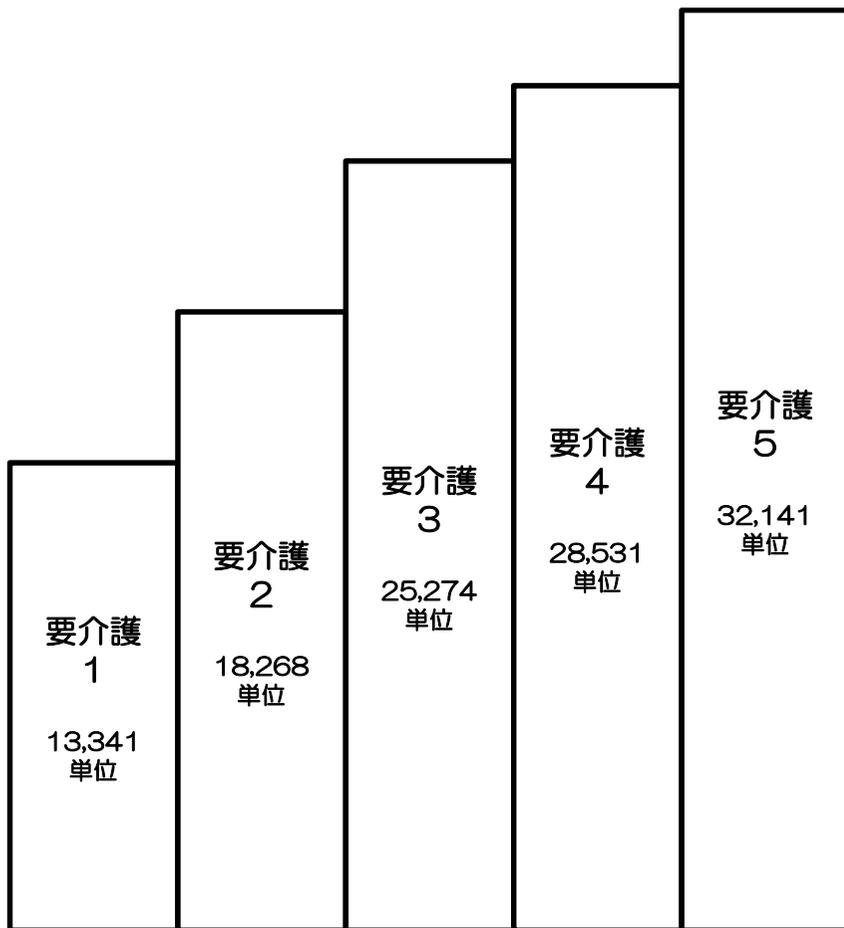


複合型サービスの報酬イメージ(H26.4～)

指定複合型サービスのイメージ（1月あたり）

利用者の要介護度に応じた
基本サービス費



利用者の状態に応じたサービス提供や
事業所の体制に対する加算・減算

登録日から30日以内
サービス提供【初期加算】
(30単位/日)

認知症の者に対する
サービス提供【認知症加算】
(800単位、500単位)

24時間の訪問看護対応
体制を評価【緊急時訪問
看護加算】(540単位)

特別な管理の評価
【特別管理加算】(250
単位、500単位)

介護福祉士や常勤職員
等を一定割合以上配置
【サービス提供体制強化加算】
(500単位、350単位)

事業開始後一定期間の
経営安定化の支援
【事業開始時支援加算】
(500単位)

定員を超えた利用や人
員配置基準に違反
(-30%)

サービスの提供が過少
である事業所【週4回に
満たない場合】
(-30%)

末期の悪性腫瘍等で医
療保険の訪問看護の実
施 (-925単位/月~
-2,914単位/月)

特別指示による医療保
険の訪問看護の実施 (-
30単位~-95単位/日
を指示日数に乗じる)

※点線枠の加算は区分支給限度額の枠外